

# 会報

2024年12月号

## 小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



### <提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・許認可申請
- ・補助金申請
- ・ファイナンシャルプランニング 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「後見人を付けざるを得なくなった事例」です。

今月は、お父様が遺言書を残さずに亡くなり、残されたご家族の方々がとても苦労したという事例をご紹介します。

お父様は89歳で亡くなりました。相続人は、お母さま(88歳)と長男と次男の3人でした。お父様の遺産は、今住んでいる土地・建物1件(遺産評価額4000万円ほど)と、銀行預金などの金融資産5000万円ほどでした。生前、お父様は、土地・建物は長男に引き継がせ、金融資産は次男に引き継がせることを3人に話していました。お母様も自分の預貯金が十分あったので、それで不安はありませんでした。相続税は次男が引き継ぐ金融資産の中から支払うことで、長男も次男も納得していました。長男は、土地・建物を相続しても、お母様が健在の間はそのままお母様に住み続けてもらうことで合意していました。

家族は皆仲が良く、このような遺産の分け方に全員合意していましたので、お父様は敢えて遺言書を残す必要はないと考えていました。

さて、お父様が亡くなり、初七日が済んで暫くした頃、土地・建物の相続登記と、金融資産の移転をしようとする、遺言書がなかったので、遺産分割協議書を作成する必要が出てきました。しかし、ここで問題が起きました。

お父様の健在中からお母様が認知症を発症し、お父様が亡くなった後、それが急速に進行して、今では自分の住所や生年月日も言えない状態になってしまいました。遺産分割協議書を作成するためには、法定相続人全員が参加して、各自が意思表示をすることができることが前提です。

意思表示ができると言えるためには、遺産の内容を理解し、遺産分割協議書の内容が誰にどのような影響を及ぼすかを理解して、署名や押印をすることが必要です。お母様はもはやそのようなことができる状態にはありませんでした。

長男と次男は話し合っ、遺産分割協議書の全文と各自の住所、氏名をワープロで印字し、お母様の印鑑を自分たちで押してしまえば良いと考え、念のために知り合いの弁護士に相談しました。しかし、弁護士は、それをすると有印私文書偽造罪に当たり5年以下の懲役に処せられる可能性があるとの、するべきではないとアドバイスしました。

結局どうするかというと、家庭裁判所に申し立てを行い、お母様のために成年後見人を付けざるを得ないことになりました。そのためには、医師による鑑定など様々な手続きや時間がかかります。また、成年後見人は一度付けると、生涯付け続けなければなりません。その間、後見人の報酬を毎月支払わなければなりません。

これは、お父様がお元気なうちに遺言書を作成しておけば避けられたという事例です。気がかりがある方は一度弊事務所にご相談ください。